

第 1 回丸亀市行政改革推進委員会会議録	
日 時	平成 25 年 10 月 3 日（木） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 10 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階第 1 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、小野 賢治、北角 幸弘、中尾 恵子、馬場 俊作、日野 明世、福岡 由紀子、松井 純子、松下 孝江、溝渕 由美子、山下 哲司、山本 直久、吉川 哲 （五十音順、敬称略）〔以上 13 名出席〕 〔丸亀市〕 梶市長、大林企画財政部長、小山政策課長、横田財政課長、渡辺政策課副課長、（政策課）高倉
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 尾崎 真理、鈴木 巖、三野 靖 （五十音順、敬称略）〔以上 3 名欠席〕
傍 聴 者	1 名
議 題	(1) 丸亀市行政改革の概要について (2) その他
会 議 概 要	
政策課長：ただ今から丸亀市行政改革推進委員会を開会します。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。 本日、会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきます、政策課の小山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、今回が選任後初めての会となりますので、委員の皆さまに市長より委嘱状を交付いたします。 《市長より委嘱状を交付》 政策課長：それでは、ここで市長よりご挨拶を申し上げます。 梶市長：皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ丸亀市行政改革推進委員会にご参加いただきましてありがとうございます。今日が第 1 回目の会となりますが、これから 2 年間よろしくお願い申し上げます。丸亀市民が幸せになりますよう皆様のお力をお貸しいただきたいと思ひます。 丸亀市では、これまでも行政改革に取り組んでいますが、主に財政構造の再建を主眼に一定の成果を挙げてきたと思ひます。 最少の経費で最大の効果を挙げるのが行政に課せられた使命ですが、このことは、行政に限らず、あらゆる業態で取り組まれていると思ひます。問題は行政にとって最大の効果とは何かであります。	

行政は利潤を追求するのではなく、また、単一の価値観で評価することも難しい面がありますが、私は市民全体の幸せを構築することが行政の最大の効果だと考えています。

様々な状況、立場、考えの方がおられ、ある人から見れば成果ですが、別の人から見れば成果とならないことが多々あります。そうした中で、最も市民全体の利益を図ることができること、あるいは地域社会の中で子、孫の代まで続く最善の策を追い求めることが必要なのではないかと考えています。

そういった意味で、私は市民にとって何が一番なのかという問題意識を持つために市民の皆様との対話を心がけており、1階市長室を設けましたり、あるいは様々な場面で市民の皆様との直接お話をしたりしながら、常に行政にとって目指すべき効果は何なのかを頭に入れ、それをどのような手段で達成するのが最も効果的であるかを考えていかなければならないと考えています。

どの組織も第三者の評価が不可欠であります、特に行政は市民全体が目で見ることが不可欠であります。公平性、平等性など様々な観点から、皆様のご意見を賜りながら進めていかなければならないと思います。議会においても厳しく点検していただいておりますが、皆様方には市民の代表として、行政の進み方がこれでいいのか、点検をしていただき、その成果を市民に還元してまいりたいと考えています。本任期中に新しい行政改革の計画を策定していただくこととなりますが、是非ともお力をお貸しいただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

政策課長：ここで、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。前の方から順次お願いいたします。

《各委員 自己紹介》

政策課長：なお、三野委員、鈴木委員、尾崎委員については、事前にご欠席とのご連絡をいただいております。なお、市長につきましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。

次に、こちら事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

《事務局自己紹介》

政策課長：次に、行政改革推進委員会の会議の進め方等について担当より説明します。

高倉（政策課）：本会議は丸亀市附属機関会議公開条例第3条により公開することになっています。また、同条例第8条、及び同条例施行規則第11条により、会議録についても公表することとされています。

会議録につきましては、発言いただいた方のお名前を記載させていただいたうえで、発言内容については要点筆記とさせていただきたいと考えております。会議録の記載内容のイメージは、今回お配りしている会議録のイメージ図をご参考にしてください。

また、公表前の会議録の確認については、会長に代表してお願いいたしたいと思います。

以上、会議の公開及び会議録について、ご意見などございますか。

政策課長：では、続きまして会長・副会長の選任についてでございます。まず、ご報告ですが、会議の成立の要件として丸亀市附属機関条例第7条第2項に「附属機関の会議は、委員の半数以上

が出席しなければ開くことができない。」と規定しておりますが、本日は委員総数 16 名で、13 名の出席をいただいております。出席人数が半数を超えておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会長及び副会長の選任について諮らせていただきます。

本会議は、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置いたしておりますが、会長、副会長の選任につきましては、第 6 条により委員の互選により決定することとなっております。

会議の会長、副会長はいかがいたしましょうか。ご意見がございましたらお願いいたします。

《「事務局案を示されたい。」の意見あり》

政策課長：ただいま事務局の考えを問うご意見がございましたが、事務局といたしましては、会長を香川短期大学教授、日野明世様、副会長を丸亀市商工会議所副会頭、北角幸弘様にお願いできればと考えております。皆様のご意見をお伺いいたします。

《「異議なし。」の声》

政策課長：日野様、北角様におかれましては、ご了承いただけますでしょうか。

《了 承》

政策課長：それでは、会長は日野明世様に、副会長は北角幸弘様にお願いしたいと思います。

日野会長、北角副会長は、前の会長席、副会長席にお移りください。

それでは、会長・副会長に選任されました日野様、北角様より、それぞれご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いします。

日野会長：この会に長く携わっているということで、会長に推薦いただきました。委員の皆様に活発に議論いただけるように進行役に徹していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

北角副会長：初めての委員となりますが、皆様と一緒に勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

政策課長：ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、丸亀市附属機関設置条例第 7 条により、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

日野会長：本日の議事は、お手元の次第にありますように、丸亀市行政改革の概要と、その他となっております。まず、議事 1「丸亀市行政改革の概要について」事務局より説明をお願いします。

高倉（政策課）：《丸亀市行政改革の概要と資料の見方についてについて説明》

日野会長：ただ今の事務局の説明に関しまして、ご意見や質問等がありますか。

山下委員：平成 22 年度に現在の行政改革の計画が作られ、それから 3 年が経過しています。この間、丸亀市においても、社会においても情勢は変わってきており、計画を見直していく必要性を感

じています。

第二次行政改革大綱を読みましたが、地方自治法第1条の2の条文には一切触れていません。市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うということが地方公共団体の役割として謳われています。福祉という言葉が使われていますが、市民一人ひとりの人権を守っていくということだと思います。そういった視点は推進計画には取り入れられていないように感じます。

推進計画にある遺児年金の取組は既に完了していますが、他にも一人親家庭の入学祝い金の廃止が計画にあげられています。子ども手当の創設を根拠に手当を廃止する計画になっていますが、子ども手当は児童手当に変わり、所得制限は設けられています、一人親家庭以外にも支給されています。手当の創設を理由に廃止することは理由にならないと思います。

福祉は市が与えるものではなく、権利であり、人権なのだという視点を次期の大綱策定においては確立して欲しいと思います。

その他にも、シルバー人材センターの補助金削減や青い鳥教室（放課後児童健全育成事業）の利用者負担金の増額の計画がありますが、もう少し温かみのある福祉行政の方向を示していただきたいと思います。

シルバー人材センターへの補助金は、人口比で考えれば近隣の坂出市や善通寺市、多度津町と比べても丸亀市が一番低くなっています。

青い鳥教室は児童福祉法に位置づけられた法律に裏付けのある事業です。できるだけ利用者負担を抑えて運営補助金を活用しながら子どもたちの放課後の安全をどう保障していくのかが問われていると思います。安易に利用者負担を増やすという考えは持って欲しくないです。

保育所の統廃合の問題については、「丸亀市子ども・子育て会議」で議論されるとお聞きしていますので、子どもの視点にたち、福祉を子どもの権利として捉えていただきたいと思います。

小野委員：延長保育をはじめとする保育ニーズの充足について取り上げられていますが、市立保育所では延長保育を実施しないことが前提になっています。今後できるのかできないのかも含めて、保育士の労働環境を整備したうえで、公立保育所でも延長保育の実施について検討していくべきです。

延長保育をはじめとする保育ニーズの充足が取組の目的であるはずなのに、いつの間にか保育所の民営化が目的になっているように感じます。主眼とすべき目的を達成すべきであって、副次的な取組を行ったといっても計画の成果ではありません。今後のこととして事務局でもしっかり精査いただきたいと思います。

吉川委員：商工業と農業に対する融資の計画があります。同じ枠組みだから数字が一本になっているのだと思います。商工業と農業に関するものは担当課も分かれていますので、数字も分けて記載した方がわかりやすいと思います。

また、効果額欄に一部数字が記載されていないものがありますが、なぜですか。

高倉（政策課）：この取組は平成22年度に実施した行政評価の外部評価の結果を追跡するために記載しています。ですから、数字的にも区分せず、行政評価の内容のまま掲載していますが、わかりにくいところのご指摘につきましては、検討したいと思います。

効果額の記載についてですが、例えば先ほどご意見がありました、青い鳥教室につきましては、

国からは 50%程度の利用者負担とすることが望ましいという通知があります。

この取組は利用者負担額の適正化ということで、事業費に対する利用者負担の割合を 50%にしようとする取組ですが、何が何でも 50%にしようすると際限なく値上げをしなければなりません。逆に何が何でも経費を削減すればいいという取組ではないものもあります。

そのような取組については目標値と実績値を記載していますが、あえて効果額としては算出していません。

行政改革大綱につきましては、5 年間の取組方針であり、基本的に修正は行いませんが、推進計画については、修正や変更など柔軟に対応してまいりたいと思います。

保育所の問題につきましても、「子ども・子育て会議」において、子どもたちの視点に立った施策を推進するため、今月、小学校就学前のお子さんを持つすべての世帯に子育て施策に関するニーズ調査を行うことにしています。アンケート結果をもとに、幼稚園や保育所の望ましいあり方や子育て施策の支援事業計画を策定することにしています。

日野会長：個々の事業については、ここで審議するのではなく、個別の会で審議しているものもあります。そういったものについては、この場で報告をしていただき、状況を把握することになります。

山下委員：就学奨励事業の改善の取組の記載についてですが、「必要な援助を与える」という表現があります。表現に違和感を覚えます。

現状として全体の 1 割が対象になっていると記載されています。現在の日本の相対的貧困率は、約 16%となっています。ということは、6～7 世帯に 1 世帯です。また母子家庭の貧困率は 5 割を超えています。世界の中でも日本の母子家庭の貧困率はダントツに高くなっています。それはなぜかという、母子家庭で子どもを抱えながら仕事のできる環境が十分に整備されていないからだと思います。子どもたちが同じ教育を受けることができるよう、市がバックアップしていくべきです。ですから、修学旅行や集団宿泊学習の奨励費に上限を設定することは疑問です。文章表現や計画について見直せるところは見直していただきたいと思います。

日野会長：事業の根拠となる規定を含めて、修正できる部分是对応をお願いします。

吉川委員：この行政改革推進委員会には、各取組や事業に対して賛成や反対といった権限はあるのですか。市議会もありますし。

高倉（政策課）：行政改革大綱には、市議会に行財政対策特別委員会があり、ここでも提言していただくことになっていますが、現時点では市議会に特別委員会は設置されていません。個々の事業に関しては議会への予算の提案・審議・議決という過程により決められます。

この行政改革推進委員会は、議決を行うといったことをする場ではありません。行政改革の進め方の根幹となる「行政改革大綱」の策定と、個別の取組計画となる「行政改革推進計画」に関してご意見をいただくのが、この会の第一の役割となります。また、策定した計画がきちんと行われているかといった進行管理を行っていただくことも重要な役割となります。

小野委員：現在の計画をしっかりと総括して次の計画策定に取り掛かるべきです。今日いただいている資料は平成 25 年 5 月末現在の状況報告書であり、これを変更することはできませんが、9 月末現在の報告書では、先ほど私が指摘したように、延長保育、保育ニーズの充足の取組なのに、

いつ民営化ができたという書き方は直して欲しいです。ホームページにも公開されるのですから、報告書を単に出すのではなく、どこを直しましょうかという提案をしていただきたいと思います。

このままの書き方では延長保育イコール民営化ということになってしまいます。公開する前には修正することができる期間を担保していただきたいと思います。

日野会長：これまでも延長保育や病児保育については、なぜ公立保育所ではできないのかという議論があったと思います。それに対する回答があって今に至っているのだと思います。その経緯が明らかであれば、延長保育イコール民営化ではないと理解していただけるのだと思います。そのあたりがわかりにくいということですので、しっかりと説明ができればいいのではないのでしょうか。

政策課長：ただ今ご指摘いただいた点についてですが、委員の皆様に進捗管理をお願いしておりますのは、市民の皆様に行政の改革過程を明らかにしていくことが一つの目的です。ご意見を踏まえたうえで、過程がわかるように、また表現上の問題や矛盾点についても見直しを行っていききたいと思います。また担当課にも内容を伝え、意見交換をしながら変更できる部分は変更していきたいと考えています。

山下委員：入学祝い金の見直しについてですが、一人親家庭の子どもたちが小学校に入学するときに 7,000 円、中学校に入学するときに 10,000 円を支給するものです。既に中学校入学時は廃止され、小学校入学時の祝い金も廃止することが検討されています。すべてを廃止しても金額にすれば 270 万円にすぎません。丸亀市の予算全体に比べれば、ほんのわずかな額です。なぜ一人で子どもを一生懸命育てている弱者に厳しいのですか。皆それぞれの事情を背負っていますが、市民一人ひとりが幸せになれるようにしなければなりません。他の自治体では保育料の算定において、みなし寡婦控除を導入しているところもあり、先日丸亀市に申し入れを行いました。苦しい境遇にある人たちを支援するのが行政であって、現在の改革は削りやすいところから削っている印象を受けます。

また、この計画の中に、公共事業に従事する人たちの賃金がきちんと確保されているかということに関しても、入札制度の改革等により取り組んでいただきたいと思います。

弱い立場にある人たちは人数が少ないので、意見があまり出てきません。だから削りやすいという単純な発想が見受けられます。もう少し人権という視点から考えていただきたいと思います。

離島航路に関して言えば、航路は島に住む人たちにとっては道路と同じです。私たちは車や自転車があればタダで移動することができます。離島に住む人たちには不便さがあり、移動に要する財源をどう捻出するかという視点が欠けているのではないかと思います。

日野会長：一人親家庭への支援に関しては、トータルで見たときにマイナスにならないように、できれば更なる支援になるようにという発想でこれまで来ていたと思います。平成 24 年度と 25 年度の取組内容についても、他の施策により支援ができるということで入学祝い金を廃止し、財源を組み替えたということです。一つの制度が廃止されても、他の制度でカバーできている場合もあります。支援が拡充されているのか、削減されているのかが、もう少し明確に説明できればいいのではないのでしょうか。

山下委員：丸亀市の一人親家庭に関する予算について、市のホームページに掲載されていますが、その中に、ファミリーサポートセンターの利用料の半額、病児・病後児保育の利用料の半額、一時預かり保育の利用料の半額という支援が打ち出されています。半額になることによって利用する場

合もあるでしょうが、廃止されたのは中学校入学時の祝い金であり、これらの半額の対象となる制度を利用する機会はほとんどないのではないのでしょうか。

日野会長：関係団体との協議も行われ、合意のうえで進んでいることが記載されていますが、記載の内容を検討し、わかりやすい説明にしていきたいと思います。

政策課長：進行管理票の中の表現の良し悪しはあると思いますが、事業の見直しにあたって代替の事業にはならないとのご指摘ですが、担当課としては代替事業と考えて記載しております。入学祝い金の支給として一人親家庭にのみ支給する方が効果的か、あるいは全体を見渡して新たな施策を打ち出す方がいいのかについて判断のうえ進めていると考えています。現時点で一人親家庭にどのような影響となっているかはつかめていませんが、担当課に確認したいと思います。

馬場委員：猪熊弦一郎現代美術館の管理運営についてですが、指定管理者制度を導入しています。年間の指定管理料が1億円以上かかっていると思うのですが、経費の節減と最大限の効果を発揮してもらうための制度です。制度導入の効果を進行管理票に追記していただければ制度導入の効果がわかりやすくなると思います。

政策課長：本日の委員会は、現在取り組んでいる計画の概要について説明させていただきましたが、今回の委員の皆様には、現在の計画の検証と、次期大綱と推進計画の策定をお願いすることになります。次の計画にどのように生かしていくかという視点でご意見をいただきたいと思います。

日野会長：個々の取組項目については目を通していただき、次回以降の会でご意見をいただければと思います。

山下委員：市内を歩いていてよく目にするのが、市の公用車に貼られた広告です。庁内で議論して募集を行っているのだと思います。広報紙やホームページに広告を掲載するのは当たり前になりました。個人的な印象かもしれませんが、公用車の広告には違和感があります。競艇の広告を掲載したほうがいいのではないかなと思うのですが。

日野会長：個々の取組については、次回以降の会議で議論していきたいと思います。

山本委員：ジャンルが広いので、議論の方法を考えないと際限なく広がる懸念があるので、そこも検討しておくべきです。

日野会長：事業そのものの存続や廃止をこの場では決めません。あくまでもここで出た意見を担当課等に伝えてもらい、判断は担当課で行うことになります。

では次に事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

高倉（政策課）：通常であれば、年3回の進行管理をこの会で行っていただきますが、今回の任期では、第3次の行政改革大綱及び推進計画の策定に関する作業をお願いすることになります。

次回の11月の会議時に大綱策定の諮問をさせていただく予定です。その後、来年12月までに6回ほど会議を開催し、大綱の答申をお願いできればと考えています。

推進計画につきましても、同時並行的に策定を進め、再来年の3月までに策定する予定です。そのため、大綱策定までは、2か月に1回程度の割合で会議を開催する予定です。会議は、会長と副会長と相談のうえ日程を調整し、決定後速やかに委員の皆様へ報告させていただきますので、ご出席いただきますよう、お願いいたします。

山下委員：平成25年度は、現計画の進行管理と次期計画の策定を同時に行うことになるのですか。

日野会長：そういうことになります。

本日の議題は以上ですが、事務局より他に何かありますか。

政策課長：最後に企画財政部長よりご挨拶させていただきます。

企画財政部長：本日は長時間にわたりありがとうございました。本日のように様々な意見を、いろいろな立場からいただければと思います。

一昨日、国では消費税の増税が閣議決定されました。市民生活、あるいは市の財政面にどのような影響があるのか、早急に調査研究する必要があります。

そのような中で次期の大綱を策定していくことになり、大変な作業になると思いますが、いただいた意見に添えるよう、会議の充実に努めてまいりたいと思います。

また、ご質問等がございましたら事前に事務局までおっしゃっていただければ、資料も用意し、スムーズな進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

日野会長：それでは以上で、本日の行政改革推進委員会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。